
サステナビリティ基準委員会の活動状況

本資料の目的

1. 本資料は、第 9 回サステナビリティ基準諮問会議（2025 年 3 月 17 日開催）後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告することを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の活動状況

2. SSBJ は、前回ご報告後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙 1 のとおりである。

(1) SSBJ の中期運営方針

(2) SSBJ 基準の導入支援

(3) 国際対応の状況

- ① 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）から公表されたデュー・プロセス文書等への対応
- ② IFRS 財団公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」への対応
- ③ サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における対応
- ④ IFRS 財団「統合思考・統合報告カンファレンス」への参加
- ⑤ 二者間会合の実施

SSBJ の中期運営方針

3. SSBJ では、設立後間もない時期に「サステナビリティ基準委員会の運営方針」を策定し、公表した。2025 年 3 月 5 日に、当初の目標であった最初のサステナビリティ開示基準を公表したこと、また、2025 年 3 月に SSBJ 委員の改選が行われ、4 月 1 日より新たな体制となったことを踏まえ、これまでの活動を振り返るとともに、今後 3 年間のサステナビリティ開示基準の開発の基本的な方針及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示すため、中期運営方針の検討を行い 6 月 2 日に公表している¹。

¹ https://www.ssb-j.jp/jp/plan_ssbj.html

SSBJ 基準の導入支援

(SSBJ 基準と ISSB 基準の間の整合性の確認)

4. SSBJ は、2025 年 3 月 5 日に、我が国最初のサステナビリティ開示基準（以下あわせて「SSBJ 基準」という。）を公表した。
5. SSBJ は、高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、ISSB の IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）と整合性のあるものとするを基本的な方針とした。このため、SSBJ は ISSB 基準のすべての要求事項を取り入れたうえで、必要に応じて、企業が適用することを選択することができる SSBJ 基準独自の取扱いを追加することとした。また、SSBJ は、ISSB 基準に含まれていない定めを追加している。
6. 当財団及び ISSB の母体組織である IFRS 財団は、SSBJ 基準と ISSB 基準との違いについて確認し、2025 年 3 月 31 日に、両財団の連名で「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」を公表した。また、SSBJ は、ISSB 基準の各パラグラフが SSBJ 基準に取り入れられているかどうか、取り入れられている場合に、どこに取り入れられているのかを説明するため、2025 年 3 月 31 日に、「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」を公表した。なお、両資料は英語で作成し、日本語の参考訳も公表している²。
7. IFRS 財団が 2025 年 6 月 12 日に公表した ISSB 基準の利用状況の法域別スナップショットにおいて、SSBJ 基準は ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計されていると評価されている³。

(補足文書の公表)

8. SSBJ は、SSBJ 基準の開発にあたり、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわないものとなるようにするため、その基本的な方針として、ISSB 基準との整合性を図ることを基礎としている。
9. このため、ISSB 基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料のうち、ISSB 基準の適用において参考となるものについて、SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるように、SSBJ の了承を得たものを SSBJ の補足文書と位置付けることとしている。
10. SSBJ は、2025 年 3 月 19 日開催の第 50 回サステナビリティ基準委員会において次の補足文書の公表を了承し、2025 年 3 月 27 日に公表した⁴。

(1) 補足文書「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』に関する付属ガイダンス」

² https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402639.html

³ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/sustainability-jurisdictions/pdf-snapshots/japan-ifrs-snapshot.pdf>

⁴ https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402512.html

- (2) 補足文書「IFRS S2号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」
- (3) 補足文書「教育的資料『気候関連リスク及び機会の自然及び社会的側面』」
- (4) 補足文書「教育的資料『IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の資料』」
- (5) 補足文書「教育的資料『現在の及び予想される財務的影響』」パート1、パート2
- (6) 補足文書「教育的資料『サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示』」
- (7) 補足文書「教育的資料『IFRSサステナビリティ開示基準におけるプロポーショナルリティのメカニズム』」

その後、2025年6月16日開催の第54回サステナビリティ基準委員会において次の補足文書の公表を了承し、2025年6月19日に公表した⁵。

- (8) 補足文書「教育的資料『IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求』」

(SSBJハンドブックの公表)

11. SSBJ事務局は、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して、関係者のニーズが高いもの（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を踏まえ決定した論点について、SSBJハンドブックとして解説を公表することとしている。
12. SSBJ事務局は、2025年6月末までに、32のSSBJハンドブックを公表した（2025年3月31日、4月30日、5月30日及び6月30日）⁶。

(SSBJ基準の公表後の対応に関する手順)

13. SSBJは、2025年4月25日に、SSBJ基準の公表後の対応に関する手順についてウェブサイト以案内を行っている⁷。

(「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」の公表)

14. 当財団及びSSBJは、2025年4月30日に、SSBJ基準に基づく開示を検討するにあたり参考となるよう、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2025年3月期提出用）を公表した⁸。

⁵ https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/403196.html

⁶ https://www.ssb-j.jp/jp/related_information.html

⁷ https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402758.html

⁸ https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402849.html

(SSBJ 基準の周知活動)

15. SSBJ は、2025 年 6 月 9 日から 13 日にかけて、東京、名古屋及び大阪において、SSBJ 基準解説セミナー「SSBJ 基準に基づく開示に向けて」を開催し、有価証券報告書における開示を念頭に、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2025 年 3 月期提出用）」に関連付けて SSBJ 基準の解説を行った⁹。

国際対応の状況**(ISSB から公表されたデュー・プロセス文書等への対応)**

16. ISSB から公表されたデュー・プロセス文書等に対する、SSBJ の対応は次のとおりである。

(1) IFRS S2 号の改訂に関する公開草案の公表

ISSB は、2025 年 4 月 28 日に、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2 号の修正案）」を公表した（コメント期限：2025 年 6 月 27 日）。SSBJ 事務局は、公開草案の日本語への仮訳、解説資料及び解説動画を作成し、SSBJ のウェブサイトに掲載している¹⁰。

公開草案では、IFRS S2 号における温室効果ガス排出の開示要求について、例えば、ファイナンスド・エミッションについての情報開示にあたり規定される世界産業分類基準（GICS）に関する容認規定の追加など、ISSB に寄せられた適用上の課題に対する提案が行われている。

SSBJ における議論（別紙 1）を踏まえ、SSBJ は 2025 年 6 月 23 日にコメントを提出するとともに¹¹、2025 年 6 月 26 日に英国財務報告評議会（FRC）及びオーストラリア会計基準審議会（AASB）と連名でコメントを提出した¹²。

(2) SASB スタンドアートの修正及び IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正に関する公開草案の公表

ISSB は、2025 年 7 月 3 日に、公開草案「『SASB スタンドアートの修正案』及び公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」を公表した（コメント期限：2025 年 11 月 30 日）¹³。

⁹ <https://www.ssb-j.jp/jp/seminar/2025-0609.html>

¹⁰ https://www.ssb-j.jp/jp/activity/exposure_draft_ssbj/y2025/2025-0428.html

¹¹ https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250623_01.pdf

¹² <https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250626.pdf>

¹³ 当初、ISSB スタッフより、コメント募集期間を 120 日とすることが提案されていたが、SASB スタンドアートの SSBJ 基準においても参照し、その適用可能性を考慮することを求めているものであるため、我が国の関係者が公開草案の内容を検討するために十分な時間が必要であること、我が国の関係者が質の高いフィードバックを提供するために必要な仮訳を準備するうえで相応の時間が必要であることを踏まえ、川西委員長より ISSB に対して、コメント募集期間を 180 日とすることを要請する書簡を提出している。

<https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250618.pdf>

公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」では、優先度が高いとされる 12 の産業のうち 9 つの産業の「SASB スタンダード」の包括的な修正、及びその結果としての 41 の産業の「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正について提案が行われている。また、公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」では、「SASB スタンダード」について提案する修正と整合するような修正が提案されている。

SSBJ では現在、当該公開草案への対応について検討を行っている。

(3) 教育的資料

ISSB では、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援の一環として、教育的資料を公表している。SSBJ 事務局では、一部について日本語への翻訳を行い、また、一部について解説記事を作成し、SSBJ のウェブサイトにおいて公表している¹⁴。

なお、教育的資料のうち、SSBJ 基準の適用にあたって参考となると考えられる文書については、当財団の適正手続規則に従い補足文書として SSBJ の了承を得たうえで公表することとしている（本資料第 10 項を参照）¹⁵。

(IFRS 財団公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」への対応)

17. 2024 年 12 月 19 日、IFRS 財団評議員会は、次の事項の追加及び修正を提案する公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」を公表した（コメント期限：2025 年 3 月 28 日）。
 - (1) 2021 年 11 月に設立された ISSB に関連するデュー・プロセスに関する記述の追加
 - (2) 現行のデュー・プロセス・ハンドブックの内容の拡充及び明確化
18. SSBJ は、SSBJ における審議を踏まえ、2025 年 3 月 28 日に企業会計基準委員会 (ASBJ) と連名でコメントを提出した¹⁶。
19. 提出したコメント・レターでは、ISSB の創設を反映する修正案について概ね賛成である旨を表明している。その一方で、適用後レビュー (PIR) について、関連する要求事項を明確化すること及び PIR に、例えば関連する基準の発効日前に、公表された基準の識別された適用上の問題を適時に改善できるようなプロセスを追加することを提案している。
20. また、コネクティビティを反映するための修正案に関連して、ISSB が開示基準の開発にあたり会計基準にとらわれない (GAAP-agnostic) という方針を採用していることを踏まえ、デュー・プロセス・ハンドブックにおいてもその方針を明確にすべきことを提案している。

¹⁴ <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/educational-materials.html>

¹⁵ 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 14 条第 4 項

¹⁶ <https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250328.pdf>

(サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) における対応)

- 21. SSBJ は、ISSB の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) のメンバーとなっている¹⁷。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うために設置された。
- 22. 前回のサステナビリティ基準諮問会議におけるご報告の後の会合の主なアジェンダは、別紙2のとおりである。SSAF の次回の会合は、2025年9月22日及び9月23日にフランクフルトにて開催される予定である。

(IFRS 財団「統合思考・統合報告カンファレンス」への参加)

- 23. 2025年4月3日に東京で開催された、IFRS 財団の「統合思考・統合報告カンファレンス」において、スザンヌ・ロイド ISSB 副議長がモデレーターを務めるセッションに川西委員長が登壇し、サステナビリティ開示基準が、日本及びグローバルな統合報告の質を向上させるために果たす役割について、意見交換を行うとともに、SSBJ 基準についても紹介した。

(二者間会合の実施)

- 24. SSAF 会議のほか、前回のサステナビリティ基準諮問会議におけるご報告の後に、SSBJ は次の二者間会合を実施した。

2025年 5月14日～16日	エフラグ (EFRAG) との会合
2025年7月10日	イタリアの会計基準設定主体 (OIC) との会合

- 25. 2025年5月14日から16日にかけて、SSBJ とエフラグの代表者は、ベルギーのブリュッセルにおいて、昨年につき2回目の二者間会合を実施した。本会合において、SSBJ とエフラグの代表者は、お互いの活動の最新の状況を提供するとともに、ISSB 基準との整合性や相互運用可能性、及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の簡素化の義務に対応したエフラグの作業など、相互に関心がある項目について意見交換を行った。
- 26. 2025年7月10日に、SSBJ とイタリアの会計基準設定主体 (OIC) は、イタリアのローマにおいて、初めての二者間会合を実施した。本会合において、SSBJ と OIC の代表者は、お互いの活動の最新状況を提供するとともに、相互に関心がある項目について意見交換を行った。

以上

¹⁷ https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/news_release_20221222.pdf

前のご報告時（2025年3月17日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

回（開催日）	議 題
<p>第 50 回 2025 年 3 月 19 日</p>	<p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ基準諮問会議からの報告</p> <p>(2) サステナビリティ関連情報のアップデート</p> <p>(3) SSBJ 基準の導入支援</p> <p>(4) 補足文書</p> <p>(5) IFRS 財団公開草案「IFRS 財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」への対応</p> <p>(6) 委員会の運営について（非公開）</p> <p>（報告事項）</p> <p>(1) 2025 年 2 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告</p>
<p>第 51 回 2025 年 4 月 9 日</p>	<p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ基準委員会の運営方針</p> <p>（報告事項）</p> <p>(1) IFRS 財団公開草案「IFRS 財団『デュー・プロセス・ハンドブック』の修正案」に対するコメント</p>
<p>第 52 回 2025 年 5 月 19 日</p>	<p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ関連情報のアップデート</p> <p>(2) サステナビリティ基準委員会の運営方針</p> <p>(3) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」への対応</p> <p>(4) 2025 年 5 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告（速報）</p>
<p>第 53 回 2025 年 6 月 2 日</p>	<p>（審議事項）</p> <p>(1) サステナビリティ基準委員会の運営方針</p> <p>(2) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」への対応</p> <p>（報告事項）</p> <p>(1) 2025 年 5 月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告</p>

回（開催日）	議 題
第 54 回 2025 年 6 月 16 日	(審議事項) (1) ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正— IFRS S2 号の修正案」への対応 (2) 補足文書の追加の検討

以 上

前のご報告時（2025年3月17日）の後のサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における議題

回（開催日）	議 題
第8回 2025年5月13日 5月14日	(1) IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援—教育的資料 (2) 温室効果ガス排出の開示に対する修正 (3) アジェンダ計画 (4) 生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）並びに人的資本 (5) SASBスタンダードの向上

以 上